

平成22年7月1日

改正 平成25年9月30日

改正 平成28年6月17日

改正 平成30年6月20日

改正 令和 3年8月25日

台風・異常な低気圧対策実施要領

1 目的

この要領は、「大分港、中津港、別府港、佐賀関港、臼杵港、津久見港、佐伯港（以下「大分港等」という。）」に影響を及ぼす台風や異常な低気圧の来襲による船舶等の災害の発生を防止するため、警戒態勢発令基準等の内容を明確にすることにより、大分港等での台風・異常な低気圧対策を円滑に実施し、各種船舶の安全確保を図ることを目的とする。

2 警戒態勢

(1) 区分

警戒態勢の区分は

第一警戒態勢（準備勧告）

第二警戒態勢（退去勧告）

とする。

(2) 発令基準

① 台風

原則として、気象庁が発表する台風情報を基に

イ 「第一警戒態勢」： 台風が、気象庁が発表する台風の進路予報の中心を進行した場合に、大分港等が強風域（平均風速15m/s以上）に入ることが予想される場合に発令する。

ロ 「第二警戒態勢」： 台風が、気象庁が発表する台風の進路予報の中心を進行した場合に、大分港等が暴風域（平均風速25m/s以上）に入ることが予想される場合に発令する。

② 異常な低気圧

イ 「第一警戒態勢」： 原則として、気象庁が発表する「暴風等に関する大分県気象情報」（台風接近時に発表される気象情報を除く。）で、大分県沿岸部において最大風速が25m/sを超えることが予想さ

れる場合に発令する。

- ロ 「第二警戒態勢」： 原則として、気象庁が発表する「暴風警報又は暴風雪警報」（台風接近時に発表される警報を除く。）で、大分県沿岸部において最大風速が25 m/sを超えることが予想される場合に発令する。

(3) 船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添1「警戒対策実施表（台風・異常な低気圧）」を基本とする。

(4) 発令時期

① 台風

イ 第一警戒態勢

大分港等が、台風の強風域内となる3時間前を基準とするが、その時期が夜間となる場合は、日没前とする。

ロ 第二警戒態勢

大分港等が、台風の暴風域内となる6時間前を基準とするが、次の場合を考慮し、発令時期を繰り上げる場合がある。

- ・ 平均風速15 m/sとなる前に退去が完了すること
- ・ 日没までに退去等の措置が完了すること

② 異常な低気圧

イ 第一警戒態勢

原則、上記2(2)②イに該当する大分県気象情報が発表された時点とする。

ロ 第二警戒態勢

原則、上記2(2)②ロに該当する警報が、気象庁から発表された時点とする。

※ 気象庁からの発表時間

- 大分県気象情報 … 予想される気象条件となる概ね24時間前
- 警報 … 予想される気象条件となる概ね6時間前

なお、台風及び異常な低気圧に関する各警戒態勢については、状況に応じて、「大分港」「中津港」「別府港」「佐賀関港」「臼杵港」「津久見港」「佐伯港」に分割し発令することができるものとする。

また、各警戒態勢の発令時期、発令する港については、大分地方気象台からの

情報を勘案のうえ最終決定する。

3 退去命令

第二警戒態勢（退去勧告）に従わない船舶に対し、大分港長又は大分海上保安部長が退去命令を発令する場合がある。

4 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、気象庁が発表する台風の進路予測及び台風の現在位置等の情報や低気圧に関する情報等により、台風等が大分港等から遠ざかり、その影響が徐々に低下するとともに、大分港等における平均風速が15 m/sを超えない状態となり、港内在泊船舶等に影響がないと判断された時点とする。

なお、台風等の状況に応じて、「大分港」「中津港」「別府港」「佐賀関港」「臼杵港」「津久見港」「佐伯港」に分割し、解除することもできるものとする。

5 情報伝達及び周知

大分海上保安部は、下記（1）により警戒態勢発令・解除を各委員に伝達し、その情報を入手した各委員は、関係船舶にその旨を伝達する。

また、下記（2）～（4）により船舶に対して広く周知を行う。

（1）連絡系統による伝達

大分海上保安部から各委員に対して、別添2-1～2-3の用紙を用い、一斉FAX送信にて警戒態勢発令・解除の伝達を基本とするほか、特に必要がある場合は、大分港等異常気象対策委員会連絡系統図により電話、メールにて周知する。

（2）おおいたポータルラジオからの周知

国際VHFにより周知する。

（3）巡視船艇による周知

マイク、国際VHFにより周知する。

（4）海の安全情報（沿岸域情報提供システム）への掲載

アドレス：<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/oita/>

警戒対策実施表（台風・異常な低気圧）

種 別	事 項	
第一警戒態勢 (準備勧告)	一般船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・在泊船舶は、荒天の準備を行い、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。 ・錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 ②当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。 ③AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること。
	小型船(プレジャーボート、小型漁船等)	<ul style="list-style-type: none"> ・船溜まり等安全な場所に避難し、または直ちに避難できるよう準備すること。
	危険物積載船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物荷役は状況に応じて中止し、荒天の準備を行い、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。 ・錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 ②当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。 ③AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること。
	工事・作業船及び台船等	<ul style="list-style-type: none"> ・風浪により物件が流出しないように、物件の固縛、陸揚げ等を行うこと。
第二警戒態勢 (退去勧告)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、総トン数2,000トン以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。ただし、造船所岸壁に係留している新造及び修理船舶を除く。 2 総トン数2,000トン未満の船舶で、岸壁係留する場合においては、十分な荒天準備を行うとともに、直ちに運航が出来る体制をとること。 3 小型船(プレジャーボート、小型漁船等)は、船溜り等安全な場所に避難すること。 4 原則として、港外の船舶にあっては入港しないこと。 5 錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 ・当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。 ・AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること。 	

大分港等異常気象対策委員会関係各位

令和 年 月 日

第一警戒態勢発令

大 分 港 長
大 分 海 上 保 安 部 長

台風第 ○号（異常な低気圧）接近に伴い

○月 ○日 ○○○○

大分港長・大分海上保安部長は、港則法第 39 条第 4 項（同法第 45 条）の規定に基づき

大分港・中津港・別府港・佐賀関港

臼杵港・津久見港・佐伯港

の港内に在泊する船舶に対し、下記の措置（第一警戒態勢）をとるよう勧告します。

記

- 一般船舶
在泊船舶は、荒天準備を行い、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。
錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること。
 - ・国際 VHF (ch16) を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - ・当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - ・AIS 搭載船舶は、AIS 常時作動を確認すること。
- 小型船（プレジャーボート、小型漁船等）
船溜まり等安全な場所に避難し、または直ちに避難できるよう準備すること。
- 危険物積載船舶
危険物荷役は状況に応じて中止し、一般船舶と同様の措置をとること。
- 工事・作業及び台船等
風浪により物件等が流出しないように、物件の固縛、陸揚げ等を行うこと。

大分港等異常気象対策委員会関係各位

令和 年 月 日

第二警戒態勢発令

大 分 港 長
大 分 海 上 保 安 部 長

台風第 ○号（異常な低気圧）接近に伴い

○月 ○日 ○○○○

大分港長・大分海上保安部長は、港則法第39条第4項（同法第45条）の規定に基づき

大分港・中津港・別府港・佐賀関港

臼杵港・津久見港・佐伯港

の港内に在泊する船舶に対し、下記の措置（第二警戒態勢）をとるよう勧告します。

記

- 1 原則として総トン数2,000トン以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。
（ただし、造船所岸壁に係留している新造及び修理船舶を除く。）
- 2 総トン数2,000トン未満の船舶で、岸壁係留する場合には、十分な荒天準備を行うとともに、直ちに運航が出来る体制をとること。
- 3 小型船（プレジャーボート、小型漁船等）は、船溜り等安全な場所に避難すること。
- 4 原則として、港外の船舶にあっては入港しないこと。
- 5 錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること。
 - ・国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - ・当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - ・AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること。

大分港等異常気象対策委員会関係各位

令和 年 月 日

警戒態勢解除

大 分 港 長
大 分 海 上 保 安 部 長

台風第 ○号（異常な低気圧）に係る警戒態勢を

○月 ○日 ○○○○

大分港・中津港・別府港・佐賀関港

臼杵港・津久見港・佐伯港

解除しました。

- * 船舶の係留に際しては、港湾施設等に被害がないことを確実に確認願います。
- * 危険物荷役にあたっては、危険物専用岸壁承認願の安全対策を遵守願います。（大分港のみ）